

研究開発力強化法の一部を改正する法律案の概要 (「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」への改正)

趣旨・背景

- 近年、我が国の科学技術・イノベーション力は相対的に大きく低下。
 - ・ 世界イノベーションランキング(WEF): 2012年に5位であったが2016年は8位に後退
 - ・ 大学ランキング(THE): 2014年までは200位以内に5大学入っていたが、2015年以降は東大・京大のみ
- 激化する国際競争を勝ち抜くには、「イノベーション」の活性化に更に重点を置いた制度改革が急務。

概要

1. 目的・名称の変更

- 科学技術・イノベーション創出の活性化を通じた知識・人材・資金の好循環の構築を目的とし、名称を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に変更。

2. 大学・研究開発法人の改革

- 大学・研究開発法人は、社会からのニーズに的確かつ迅速に応えられるよう経営能力の強化に取り組むとともに、国は、その取組を支援する旨規定。

3. 産学官連携とベンチャー創出力・成長力の強化

- 組織的な産学官連携の推進に向けた大学・研究開発法人の体制整備等について規定。
- 大学／研究開発法人発ベンチャーへの支援の強化等のため、
 - ・ 研究開発法人による出資の拡大(出資可能な法人の拡大(参考1)／出資先の拡大(参考2))
 - ・ 大学／研究開発法人発ベンチャーへのライセンス・サービスの提供の特例(一定条件下での株式等の取得／保有)等について規定。

4. 研究開発資金の柔軟な執行と多様化

- 新たな政策ニーズに対応して迅速に研究開発プログラムを立ち上げることができるよう、補正予算等が措置された場合に、個別の法改正によらず、資金配分機関(参考3)に基金を造成できるスキームを構築。

5. 人材の育成・活躍の促進

- 女性及び外国人研究者等の活躍促進に加え、新たに若手研究者が安定かつ自立して研究できる環境の整備等について規定。

6. その他

- 地方創生への貢献、エビデンスの活用による科学技術・イノベーション政策の推進等について規定。
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に向けて更に検討が必要な事項を規定。
 - ・ 人文科学も含めた科学技術・イノベーション創出の活性化
 - ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化の観点からの国立大学法人改革 等

施行期日

- 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

出資可能な法人(カッコは現行)

- 1 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 2 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 3 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- (4 国立研究開発法人科学技術振興機構)
- 5 国立研究開発法人理化学研究所
- 6 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 7 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 8 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 9 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 10 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 11 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 12 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 13 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 14 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 15 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 16 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- (17 国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- 18 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- (19 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
- 20 国立研究開発法人土木研究所
- 21 国立研究開発法人建築研究所
- 22 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

出資先(カッコは現行)

- (1 研究開発法人発ベンチャー)
- 2 研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等
- 3 共同研究のマッチングやライセンスなど研究開発法人の成果活用を支援する法人

資金配分機関

- 1 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 2 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 3 独立行政法人日本学術振興会
- 4 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 5 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

主な改正事項案

1. 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に題名を変更
2. 目的、基本理念等の拡充（第1条～第8条）
科学技術・イノベーション創出の活性化による知識・人材・資金の好循環の構築を実現することを目的に明示するとともに、基本理念への研究開発法人及び大学等の経営能力の強化等の追加等。
3. 起業人材、データサイエンティスト等の人材育成（第10条）
起業人材やデータサイエンティスト等を育成すべき人材の例示として追加。
4. 若年研究者の雇用の安定化（第12条の2）
若手研究者の雇用の安定化に向けた施策を講ずること及び人事評価の結果に応じた処遇等について新条追加。
5. クロスアポイントメントの活用（第15条）
クロスアポイントメントの活用を人事交流の促進に係る条に追加。
6. 研究開発の公正かつ適正な実施及び研究費の適正な使用（第24条の2）
研究費不正使用の防止に加えて、新たに研究不正の防止についても規定。
7. 研究開発法人及び大学等における経営能力の強化（第24条の3）
経営に関する専門人材の育成・確保等について新条追加。
8. 研究開発施設・情報基盤の整備（第24条の4）
研究開発施設・設備、情報基盤や知的基盤の整備について新条追加。
9. マッチングファンドやアワード型研究開発等の活用（第25条）
マッチングファンドやアワード型研究開発など研究開発方式の適切な活用について、競争の促進に係る条に追加。
10. 間接経費等の措置（第26条の2、第34条の3）
国の公募型研究開発や民間事業者との共同研究に係る間接経費等の措置について新条追加。
11. 基金の造成（第27条の2、第27条の3）
予算が措置された場合における迅速な資金配分機関への基金の造成について新条追加。

12. 民間資金の導入促進（第30条）

研究開発法人及び大学等への民間投資の拡大のため、民間資金の受入れ状況に応じて国が資金を配分する仕組みの活用を例示として追加。

13. 研究開発等に係る寄附の促進等（第31条）

科学技術に対する国民の理解増進、寄附の積極的な受入れについて新条追加。

14. 組織的な産学官連携の促進（第34条の2）

組織対組織の産学官連携を促進するために必要な体制の整備等について新条追加。

15. 株式等の取得及び保有等（第34条の4、第34条の5）

研究開発法人及び国立大学法人等による法人発ベンチャー支援に際しての株式又は新株予約権の取得及び保有について新条追加。

16. 研究開発法人による出資機能の拡大（第34条の6）

出資可能な研究開発法人及び出資先の拡大について新条追加。

17. 科学技術・イノベーション創出を通じた地方創生（第34条の7）

個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向けた産学官連携の促進等について新条追加。

18. 公共事業等における革新的技術の採用促進等（第44条の2）

公共事業等において革新的な研究開発の成果等の活用等について新条追加。

19. CSTIにおけるエビデンスベーストポリシーの推進（第47条の2）

CSTIによるエビデンスの活用による政策の推進と関係機関の協力について新条追加。

20. 人文科学、国大改革、知財利活用及び公募型研究開発に係る資源配分についての検討規定（第49条～第52条）

政府において今後検討すべき事項として、以下を規定。

- ・人文科学を含む科学技術・イノベーション創出の活性化
- ・科学技術・イノベーション創出の活性化の観点からの国立大学改革
- ・著作権その他の知的財産の利用及び活用の在り方
- ・公募型研究開発に係る資源配分の在り方

21. 罰則（第53条）

基金の運用及び出資に関する認可に係る罰則（過料）を新たに規定。